

第 24 回拡大豚熱疫学調査チーム検討会を踏まえた提言

令和 8 年 1 月 7 日
拡大豚熱疫学調査チーム

1. 豚熱ワクチンの適切な接種

豚熱国内 100 例目においては、農場が群馬県に対し、飼養頭数について不適切な報告をし、必要量を超える豚熱ワクチンを受領した上で、飼養する豚に対し約 14 日齢で 0.5mL、約 30 日齢で 1mL を接種していたことが分かっている（薬機法で承認されている用量は 1mL）。飼養衛生管理基準に基づく定期報告と異なる不適切な報告により必要量を超えて豚熱ワクチンを受領することが不適切な行為であるのはもちろん、本事例のような用法及び用量での使用は、現在承認されている豚熱ワクチンの用法及び用量にはなく、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和 6 年 10 月 31 日付け 6 消安第 4352 号農林水産省消費・安全局長通知）の第 24 において、「豚熱ワクチンは用法・用量及びその参考事項に従い使用すること。」とされている点を遵守しておらず問題がある。

疫学的な検証からは本事例における用法及び用量での豚熱ワクチンの使用が、免疫付与に影響し発生につながったということは必ずしも言えないが、このような行為を防ぎ、豚熱の発生予防のために適時適切なワクチン接種を行うことは非常に重要であることから、ワクチン接種については、母豚の免疫付与状況をよく把握した上で、ワクチンの使用説明書や防疫指針に従った適切な用量・用法等で接種を行うべきである。なお、子豚に対する豚熱ワクチンの追加接種は初回ワクチン接種による抗体誘導ができなかった個体に改めて免疫惹起を促すものであり、いわゆるブースター効果を持つものではない。

2. 施設の日常的な点検及び修繕

本事例の農場では、分娩舎等において老朽化に伴う壁の破損等が散見され豚舎へネズミ等の小動物が侵入した可能性が疑われた。ネズミの駆除のための殺鼠剤及び粘着シート等の設置や、豚舎内への小動物の侵入を防ぐため、生息場所となる壁の内側へも対応した畜舎壁等の点検・修繕の必要がある。

3. 防護壁の設置

農場周囲に防護壁を設置することは、野生動物の侵入防止や雨水の流入を防止する上で有効な対策であり、また、防護壁周囲に排水溝を設置するこ

とも雨水対策上重要であることから、これらを設置することが望ましい。本農場周囲には防護壁が設置されていたものの、電柱の支線を利用して壁を乗り越える形で野生動物が侵入可能であったうえ、壁の下側には隙間がみられ、野生動物が侵入できる経路が複数ある状況であった。防護壁の設置の際には電柱の支線や樹木等周辺の構造物を利用して野生動物が防護壁を飛び越えることがないよう、設置場所についてよく検討するとともに、設置後も野生動物が農場侵入に利用可能なツルや樹木の枝等が伸びてきている場合には必要に応じて除去するなど日常的に点検を行い、不備がないことを確認することが必要である。

4. 周辺の野生イノシシ生息密度が高いと考えられる農場近辺での野生イノシシ対策

本事例の農場周辺では、令和7年7月に農場から北1.3kmの地点で豚熱陽性の野生イノシシが捕獲されている。また、衛生管理区域を隔てる壁から数メートルのところにぬた場があり、野生イノシシの足跡も過去に確認されているとともに、群馬県により周辺地域に設置された赤外線カメラでは通年野生イノシシが撮影されている。これらのことから、農場周辺に相当数の野生イノシシが生息しており、その中に豚熱が浸潤していると考えられる。

そのような状況においては、農場近辺での野生イノシシ対策として、地権者等関係者と協力をしながら、農場に野生イノシシを近づけないための対策（農場周辺の草刈り・木々の伐採といった緩衝帯の設置、防護柵・電気柵の設置等）、ぬた場の消毒等を実施し、野生イノシシを介した豚熱侵入リスクの低減を図る必要がある。

また、本事例のように既に農場周囲において相当数の野生イノシシの生息が確認されている場合は、捕獲強化による個体数の減数を図るとともに、経口ワクチン散布については、農場への野生イノシシ等野生動物の侵入防止対策が徹底されていることを前提に、農場所有者と都府県の経口ワクチン協議会で協議を行った上で、農場近辺における経口ワクチン散布を検討するべきである。